訪問介護重要事項説明書

訪問介護の契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。不明な 点があれば質問願います。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人尚豊会
主たる事務所の所在地	〒512-0911
	四日市市生桑町菰池458番地1
代表者(職名・氏名)	理事長 古橋 亜沙子
設 立 年 月 日	平成10年3月30日
電 話 番 号	059-330-6000

2. 事業所の概要

事業所の名称	みたき在宅ケアセンター		
事業所の所在地	〒512−0911		
	四日市市生桑町菰池458番地1		
電 話 番 号	059-330-6536		
FAX番号	059-330-6537		
指定年月日·事業所番号	平成16年4月1日	三重県指定 2470201753	
通常の事業の実施地域	四日市市		
併 設 事 業 所	みたき総合病院		
	通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション		
みたき在宅ケアセンター			
	訪問看護ステーション、居宅介	`護支援事業所	

3. 事業の目的と運営方針

目的	要介護認定を受けた高齢者が、その居宅において、その有する能
	力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう
	に適切なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	・利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ日常生活
	を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他の生
	活全般にわたる援助を行う。
	・指定訪問介護を実施するに当たり、必要に応じて利用者の心身
	の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定
	めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果
	を指定居宅介護支援事業所へ報告することとする。
	・指定訪問介護の実施に当たっては、利用者の心身の機能、環境
	状況等を把握し、指定居宅介護支援事業所、医療機関及び関係機
	関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上

で、総合的なサービスの提供に努める。
・前項のほか、関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するもの
とする。

4. 提供するサービスの内容

(1)身体介護	①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位変換 等
(2) 生活援助	①買い物 ②調理補助 ③掃除 ④洗濯 等
(3) その他サービス	①介護相談 等

5. 営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで(祝日は通常営業) ※年末年始(12月30日~1月3日)は相談によって実施します。
営業時間	8:30から17:30まで
	※早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)、
	日曜日のご利用につきましてはご相談ください。

6. 事業所の従業者の体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	介護福祉士			1名
				(兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士			1名以上
				(兼務)
サービス従事者	介護福祉士			3名以上
				(兼務)
	初任者研修 (ヘルパー2級)			

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支 払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町の介護保険担当窓 口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分:訪問介護費】

×	所要時間	訪問介護費 (1回あたり)				
分		単位数	基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
			※(注1)参照	(自己負担1割の場合)	(自己負担2割の場合)	(自己負担3割の場合)
				※(注2)参	※(注2)参	※ (注2) 参
				照	照	照

20分未満	163	1,698円	169円	339円	509円
20分以上30分未満	2 4 4	2,542円	254円	508円	762円
30分以上1時間未満	3 8 7	4,032円	403円	806円	1,209円
1 時間以上	5 6 7	5,908円	590円	1,181円	1,772円
*,, *, *, *	(+82)	(+854円)	(+85円)	(+170円)	(+256円)
(30分を増すごとに加算)					
20分以上45分未満	179	1,865円	186円	373円	559円
= 000 00 (20 10 00 01 vilva)					
45分以上	2 2 0	2,292円	229円	458円	687円
以上の身体介護に引き	6.5	677円	6 7 円	135円	203円
生活援助を行った場合	0 0	O 1 1 1 1	0.11	2 3 3 1 ,	20011
「要時間20分から起算し					
5分を増すごとに加算し					
、201単位を限度)					
(20分以上30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上 (30分を増すごとに加算) 20分以上45分未満 45分以上 以上の身体介護に引き 生活援助を行った場合 で要時間20分から起算し が分を増すごとに加算し	20分以上30分未満 244 30分以上1時間未満 387 1時間以上 567 (+82) 30分を増すごとに加算) 179 20分以上45分未満 179 45分以上 220 以上の身体介護に引き 生活援助を行った場合 要時間20分から起算し 5分を増すごとに加算し 65	20分以上30分未満 244 2,542円 30分以上1時間未満 387 4,032円 1時間以上 567 5,908円 (+82) (30分を増すごとに加算) (+854円) 20分以上45分未満 179 1,865円 45分以上 220 2,292円 以上の身体介護に引き生活援助を行った場合で要時間20分から起算しま分を増すごとに加算し 65 677円	20分以上30分未満 244 2,542円 254円 30分以上1時間未満 387 4,032円 403円 1時間以上 567 5,908円 590円 (+82) (+854円) (+85円) 20分以上45分未満 179 1,865円 186円 45分以上 220 2,292円 229円 以上の身体介護に引き生活援助を行った場合で要時間20分から起算しる分を増すごとに加算し 65 677円 67円	20分以上30分未満 244 2,542円 254円 508円 30分以上1時間未満 387 4,032円 403円 806円 1時間以上 567 5,908円 590円 1,181円 (+82) (+854円) (+85円) (+170円) 20分以上45分未満 179 1,865円 186円 373円 45分以上 220 2,292円 229円 458円 以上の身体介護に引き生活援助を行った場合要時間20分から起算し済分を増すごとに加算し 65 677円 67円 135円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額(1回あたり)				
	単位	基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
	数	※(注1)参照	(自己負担1割の場合)	(自己負担2割の場合)	(自己負担3割の場合)
			※(注2)参照	※(注2)参照	※(注2)参照
早朝・夜間	所定	E単位数の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
郷末の計明					
深夜の訪問	DI A	至単位数の50%			
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
初回加算	200	2,084円	208円	416円	625円
介護職員等処遇改善加	所定単位	三数の24.5%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
算 I					

- (注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額(事業所の所在地が6級地のため、単位数に10.42を乗じた額)であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
- (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を ご負担いただくこととなりますのでご留意ください。
- (注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が 生じることがあります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場
	合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、距離1
	kmにつき10円を請求します。

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日17時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日17時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日17時までに	無料
ご連絡いただいた場合	
ご利用日の前営業日17時までに	介護保険で定める料金(予定されていた報酬)の
ご連絡がなかった場合	10%相当額

(4)支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたします。お支払方法は、原則、銀行・郵便局の指定口座からの口座振替(料金自動引き落とし)となります。

ゆうちょであれば、サービス提供月の翌月15日、その他の金融機関であれば、サービス 提供月の翌月27日に振替を行います。

なお振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替を行います。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・訪問介護員は、医療行為及び医療補助行為は行うことが出来ません。
- ・利用者以外へのサービスの提供(ご家族へのサービスの提供)は行えません。
- ・利用者及家族からの金銭又は物品の授受はお断りしています。
- ・警報発令時や積雪等の悪天候により安全に訪問が出来ないと判断した場合、時間の変更 等を相談することがあります。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、 在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様と します。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報について はその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案の ためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又 はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変や大規模災害、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

緊急時において、可能な限り利用者の安全の確保に努めますが、従業者に重大な危険が 発生する場合は、従業者の生命を守る行動を優先します。

11. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援 専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に 周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備しています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・虐待に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(担当者:訪問介護管理者 藤原 由紀子、在宅ケアセンター長 山浦 康孝)

サービス提供中に従業者又は、養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による 虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかにこれを市町に通報します。

13. 衛生管理

- ・訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- 2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14. 事業継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(事業継続計画(BCP))を策定し、その計画に沿って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 苦情相談窓口

利用者は提供されたサービスについて苦情があった場合は、下記の窓口に対し、苦情を申し立てることができます。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 059-330-6536				
	受付時間 月曜日から土曜日 8:30~17:30				
	苦情受付担当者 管理者 藤原 由紀子				
	苦情解決責任者 センター長 山浦 康孝				

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	四日市市役所 介護保険課	電話 059-354-8190
	三重県福祉サービス運営適正化委員会	電話 059-224-8111
	三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-222-4165

16. 第三者評価の実施状況について

みたき在宅ケアセンター訪問介護において、令和6年7月1日現在、第三者評価は実施 していません。

事業所は、利用者	へのサーヒ	ごス提供開始に	当たり、上記のとおり重要事項を説	明しました。	
;	説明者		三重県四日市市生桑町菰池 458 番地 医療法人尚豊会 みたき在宅ケアセンター	1	
		氏 名		_	
私は、事業所より	上記の重要	厚事項について	説明を受け、同意しました。		
;	利用者	住 所		_	
		氏 名	ļ	<u> </u>	
代理人 又は 署名代行者					
		住 所		_	
		氏 名	F	<u> </u>	

利用者との続柄